

Ⅲ 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

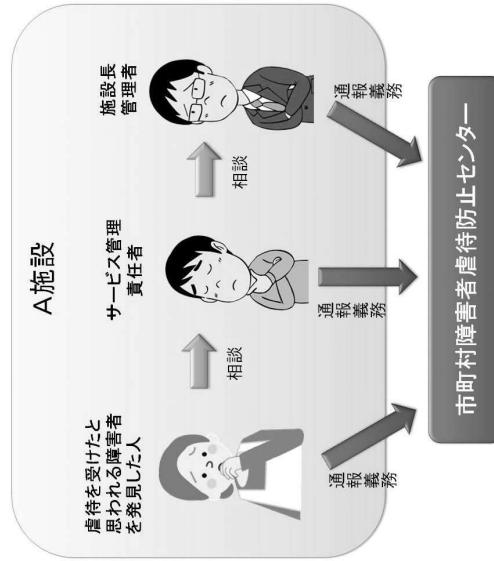
	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>・移動に車いすが必要であつても使用させない。</p> <p>・必要なためかね、補聴器、補助器具等があつても使用させない。</p> <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に対する暴力に対して、「何ら予防的手段をしていいない。 ・話しかけ等に対する「ちょっと待つ」と言つたまま対応しない。 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本人からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本への財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本への財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充ててる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断借用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・木人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・木常に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
--	--

1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります（第16条）。「障害者虐待を受けた」と思われる障害者を発見した場合には、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場合は、事実が確認できなくてでも通報する義務があることはないかと疑いを持つた場合は、発見者は、障害者虐待である場合もあることを意味しています。発見者は、障害者福祉施設等の内部の職員である場合も少なくないと思われます。そのため、障害者虐待があることは回様です。また、障害者虐待の外部の人である場合もあります。その場合も通報の義務があることはあります。この場合、障害者虐待の管理責任者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます（図-1）。

すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があつたと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を負うことになります。こうした規定は、障害者虐待の事案を管理者・都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

(図-1)



しかし、最初に示した報道事例のように、通報義務が適切に果たされない場合があります。設置者、管理者が自ら虐待行為を行っていた事例や、職員が施設等の内部で障害者虐待があることについて報告したにも関わらず、設置者、管理者が通報義務を果たさず、「不適切な支援」という言葉に言い換えて内部の職員指導のみで終わらせたり、事實を隠蔽しようとして通報義務を果たさなかつたりした事例においては、職員や元職員による通報（内

（報告書）によって行政の事実確認調査につながつたものが少なくありません。

「都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等調査」では、虐待があつた施設の職員や管理者・設置者が自ら正直に虐待を通報する例は着実に増えています。一方、虐待があつた施設の元職員が通報する例はあります。これらは、在職中に虐待を通報できなかつたためと考えられます。その背景には、虐待を容忍したり、正しく行いを否定したりするような組織風土から、通報したことがあつた結果、管理者・設置者や同僚の職員から不利益が取り扱いを受けるのではないかという怖れを抱かせます。

虐待を通報することに躊躇を感じさせたり、事実を隠蔽しようとしたりした結果、管理者・設置者を法へや施設等の運営に開拓させないとする行政指導が行われ、管理者の罰則刷新が行われることになります。

虐待を正直に通報することは、虐待を受けた障害者や家族のみならず、虐待をした職員、虐待に気づいた職員、管理者・設置者など、全ての人を教うことにつながります。

2 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告告し（虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すこと）ができると規定されています（障害者総合支援法第110条、第111条）。

報道の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察官に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査でも虚偽答弁をしていました。

また、障害福祉サービス事業所で発生した暴行事件の目撲証言が記載された書面などをシユレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとして法人職員が逮捕され、証拠隠滅罪で罰金30万円の略式命令を受けたという事案もあります。

これらの深刻な虐待に至つてしまつた事案について、もし、虐待に気付いた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかつたのではないかと考えられます。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うことです。

3 通報後の通報者の保護

虐待を見た職員が通報を躊躇う一因として、通報したことが所属団体にわかってしまい、不利益を被るのではないか、所属事業所が調査によって混乱し利用者に迷惑がかかるのではないかという心理的抑制が働いています。この心理的抑制を軽減するためにも、通報する際の通報方法として匿名でも可能なことや、自分の身元が分からぬないように通報できることを研修等を通じて伝えていかなければなりません。また個人情報を出した上で通報した場合に、市町村からの聴取によって通報者が所属団体に特定されるのではないかといふことも心理的負担につながります。

そして、通報があつた事業所がそれを契機に利用者支援が改善しているという事実を含め、通報することが利用者にとって有益でもあることを認識することが重要といえます。

4 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明したり、訴えたりすることができます。人所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつもも、職員の顔色を見て生活していた。例えは、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやつてくれるのか、不機嫌にしかやつてもらえないのか、いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた」と言う人もいます。さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話をなつていい」という意識から、障害者福祉施設等に不満を感じた場合でも、「これで障害者を虐待する」という意識から、障害者を虐待して、利用者である障害者や家族にこのようないだらうか。それぐらいなら我慢しよう」と、障害者を虐待した場合でも、思つていることを自由に言えない立場に置かれています。障害者福祉施設等の職員に対して、思つての管理職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのようないな意識を働きかせています。

そのため、法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者に対する運営姿勢を擁護する拠点であるといいう高い意識と、そのための風通しのよい開かれた運営姿勢、職員と共に質の高い支援に取り組む体制づくりが求められます。障害者虐待防止法第15条においても、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行なう者は、職員の研修の実施、利用者やその家族との協情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じることと規定されています。一方で障害者福祉施設等の支援理念を明確に掲げ、虐待防止責任者、法人や障害者福祉施設等の委員会、防止ツール（マニエアル、チェックリスト等）の整備に具体的に取り組む事が必要となります。人権意識は、リーダーである管理職者のゆるぎない意識と姿勢により組織としても醸成されるものです。また、障害者虐待の防止を考える上で、障害者福祉施設等の職員は、障害者やその家族が置かれている立場を理解する必要があります。人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

なお、障害者虐待防止法では、虐待が起きないよう天然の防止のための取組や、起こった場合の措置や対応について規定していますが、虐待防止の前に利用者のニーズを充足し、望む生活に向けた支援を行うことが基本です。人所施設での環境調整はもちろん、在宅生活でも利用サービスを変更することによって行動障害が軽減し、そのことが結果的に虐待防止につながることもあります。障害者福祉施設等の職員は、支援の質向上はもちろんのこと、利用者や家族の意向を踏まえて他のサービスにつなぐこととも視点として持つておく必要があります。

5 虐待を防止するための体制について

（1）運営責任者の責務

ガバナンス	・「理念」「使命」「ビジョン」の次々 ・长期目標（運営方針）の次々 ・理事会／評議会の形骸化、組織としての牽引体制の次々 ・コンプライアンスの次々 ・組織的な事業所運営の問題 ・役割分担や指揮命令系統、責任の所在等が不明確 ・苦情解決／説明責任の問題（特に家族に対する） ・職員や関係機関との連携（連絡調整／問題解決等）の次々
-------	--

利用者支援 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的計画的な採用と育成がなされていない ・特に自閉症についての障害特性、行動障害の理解と支援についての専門性の欠如 ・利用者支援におけるP D C Aサイクルの欠如 ・利用者支援についての組織的運営の欠如 →職員間の情報の共有化、連携、方針決定、役割分担等 ・利用者に対する人権意識や支援についてのコアバリューや欠如 ・スーパービジョンの欠如 ・利用者支援における関係機関等との連携の欠如
---------------	---

(一般社団法人大阪知的障害者福音協会「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」)

理事長・管理者の責任の一つは、明確な組織としての「理念」(なぜ組織は存在するのか)、「ミッション」(何を成すべきなのか)を示し、その「使命」と「使命」に基づく長・中期計画(ビジョン)、未来のあるべき姿)を策定し、PDCAサイクルを回し組織的運営をすることになります。

しかし、どんなに立派な「理念」や「ミッション」「ビジョン」があっても、それと実現するのは職員です。理事長・管理者の二つの責務は、現場力を高めること、人材育成です。人材育成を組織的に行なうには、組織的・計画的な人材の採用と育成、対人援助専門職としての倫理と価値を自覚した質の高いサービス提供ができる対人援助技術習得のための研修の提供です。OJTを基本としたスーパーバイザーによるスーパーバイザーによるスーパーバイザーモンも一つの方法となります。

(2) 運営基準の遵守

障害者福祉施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準」について（以下「運営基準」という）に従うことが義務付けられています。

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

ア 虐待の防止のための委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

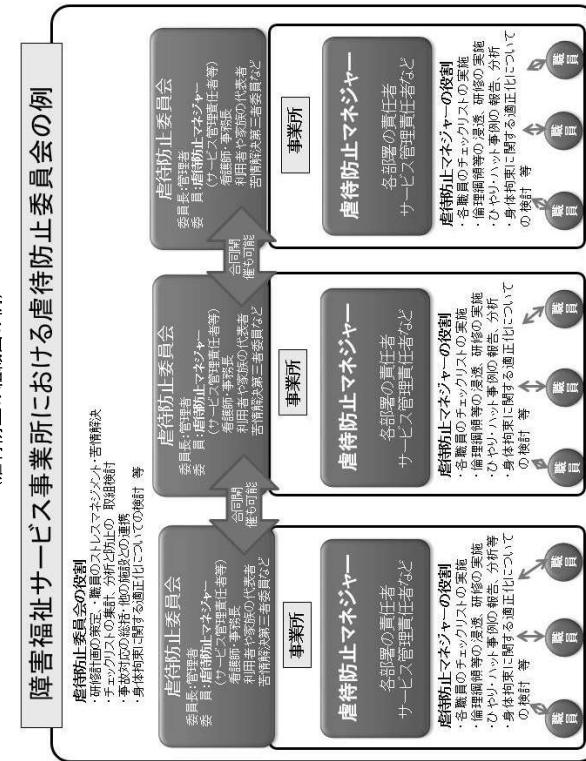
イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

ウ 従業者に対する虐待の防止のための監視体制を確立すること

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

ア 膏肓の防止に関する責任者の選定
イ 成年後見制度の利用支援
ウ 痛苦・情状解決体制の整備
エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
オ 膏肓防止委員会の設置等に関すること

理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取組を支える大切な環境整備となります。そして、職員に会議等機会あるごとに支援方針を確認し浸透させ徹底する計画です。



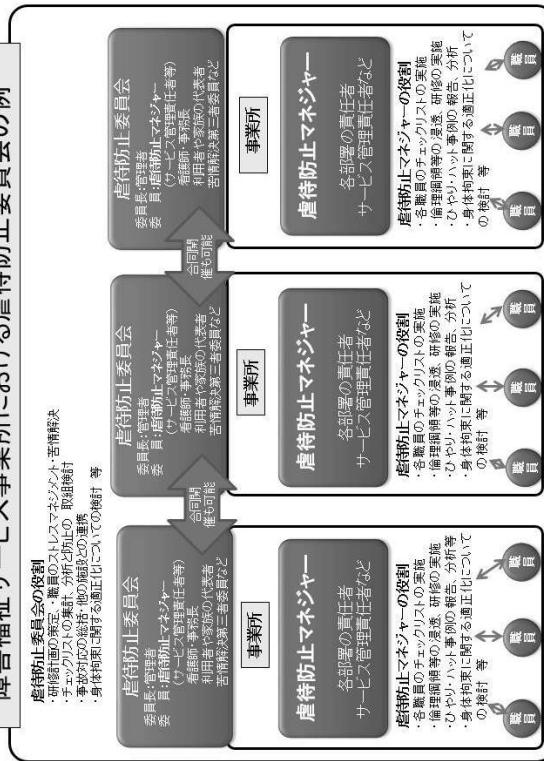
さざせることが必要です。また、職員に対してだけではなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書や障害者福祉施設等のパンフレット(要覧等)への記載を通じて開拓することが必要です。

上記の運営ルールに基づいて、障害者福祉施設等は以下に記載するような、虐待防止のための責任者や、内部組織(虐待防止のための委員会)を設置すること、防止ツール(マニュアル、チェックリスト等)の整備の他、人材育成等の体制整備を進めることになります。

(3) 事業所としての体制整備

（中待隊止の組織圖の例）

障害福祉サービス事業者における虐待防止制度の例



(4) 営業委員会の役割	<p>委員会には、「営業防止のための計画づくり」、「営業防止のチェックとモニタリング」、「営業（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割があります。</p> <p>第1の「営業防止のための計画づくり」とは、営業防止の研修や、営業が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件を見直し、マニュアルやチェックリストの実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりです。</p>																								
労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改善 不要 必要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか</td><td></td></tr> <tr> <td>休日出勤はあるか、あっても多くないか</td><td></td></tr> <tr> <td>休憩する時間と場所が確保されているか</td><td></td></tr> <tr> <td>年休は法定以上付与され義務日数以上取得しているか、且つ取得しやすい状況であるか</td><td></td></tr> <tr> <td>宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか</td><td></td></tr> <tr> <td>勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）</td><td></td></tr> <tr> <td>上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか</td><td></td></tr> <tr> <td>人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人には負荷が偏っていないか</td><td></td></tr> <tr> <td>各々の力量にあつた難易度の仕事が割り振られているか</td><td></td></tr> <tr> <td>指示命令系統は明確になっているか</td><td></td></tr> <tr> <td>業務の内容や方針にしつかりとした説明があるか</td><td></td></tr> </tbody> </table>		改善 不要 必要	残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		休日出勤はあるか、あっても多くないか		休憩する時間と場所が確保されているか		年休は法定以上付与され義務日数以上取得しているか、且つ取得しやすい状況であるか		宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか		勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）		上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人には負荷が偏っていないか		各々の力量にあつた難易度の仕事が割り振られているか		指示命令系統は明確になっているか		業務の内容や方針にしつかりとした説明があるか	
	改善 不要 必要																								
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか																									
休日出勤はあるか、あっても多くないか																									
休憩する時間と場所が確保されているか																									
年休は法定以上付与され義務日数以上取得しているか、且つ取得しやすい状況であるか																									
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか																									
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）																									
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか																									
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人には負荷が偏っていないか																									
各々の力量にあつた難易度の仕事が割り振られているか																									
指示命令系統は明確になっているか																									
業務の内容や方針にしつかりとした説明があるか																									
<p>第2の「営業防止のチェックとモニタリング」とは、営業防止の取組の実施プロセスです。後述するチェックリストにより、委員会によって営業が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を営業防止マネジャー（サービス管理責任者等）が集計し営業防止委員会に報告します。また、サービス管轄責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。</p> <p>※既往のチェックリストでは、労働環境（職場環境、人間関係）、労働条件（待遇や職場の仕組みとして）、会議体の設定等の経営者とともにに行なわれなければならない項目が多いため、これらを補うことが必要です。</p> <p>委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と一緒に取り組むもの、営業防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組めるものの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、営業防止マネジャーを中心として各部署で具体的に取り組みます。</p> <p>第3の「営業（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、営業やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。</p>																									
参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント																									
※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者営業防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋																									
○ 営業防止																									
研修の実施	<p>① 営業防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>※解説通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p>																								
②	<p>域内外に積極的に営業防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p>																								
③	<p>研修に参加できなかつた職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかつた職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所内研修を実施する。</p>																								
④	<p>営業防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。</p>																								
⑤	<p>※解説通知の中では、「営業防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や営業防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p>																								
⑥	<p>営業防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいよう工夫する。</p>																								
⑦	<p>※第三者は、弁護士等の専門家ののみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>																								
指導の整備	<p>既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて営業防止委員会を実施する。</p>																								

(5) 全ての職員への周知徹底

こうした体制が現場職員の全員に周知され共にされていることが望まれます。権利侵害を許さない障害者福祉施設等となるためには、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の兆を摘むことが重要となります。そのため、「虐待」や「暴力」等の「倫理綱領」や「行動指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要があります。これらの作成によっては、プロセスで全員が関与し、主体的に虐待防止に参画できるようになります。また、この掲示物は、プロセスで虐待防止委員会で検討するところが望ましいです。

支援の現場の実情と乖離しない努力が求められています。職員の心理としては、虐待の事実やその疑いがある場面に遭遇して思つてもみなかつた出来事に動搖したり、あるいはそこには至るまでにもつとできることがあつたのではないかと抱え込んだりする可能性も予測されます。また共に働く職員仲間を裏切るかもしれないという感覚に陥つてしまい、場合によつては過去の出来事にさかのぼつて類似の事例が見過ごされていましたならば、どうして今回から通報にあたるのかと詰め寄してしまおう可能論も考えられます。

こうした不安や困惑に対する対応を断ち切るためにも、虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針等の意味を全ての職員が確認しておくとともに、虐待防止委員会も含め、その際には職員が具体的で正しいイメージを持つことが重要です。そのため、その意味と流れの情報提供が適切に行われ、見通しがどられていくのか（IV章参照）、その姿勢をとるのか、通報をした後にどのような対応がとられるのかで躊躇することなくなる士氣ができます。現場の職員においては虐待の疑いを発見した際にどのように対応するべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこから事案発生に至るよりも対応の手順を、日頃から事案発生によっても対応をしておくことが虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐことになります。掲示物もこうしたプロセスを経て現場の指標となつています。

(6) 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

虐待は確和侵害であり、隠さず通報して利用者を守ります。

- ① 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市町村に設置された障害者虐待防止センターに通報しなければなりません。
- ② この職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めていません。
- ③ 上司や管理責任者に報告したにもかかわらず、通報がされなかつたときにはうやむやにせず自ら通報すべきです。その際には、期間を長くおかずにつき機会を逸することがあります。
- ④ 疑いを差見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできます。
- ⑤ 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべきです。

(7) 通報手順の参考例

組織として速やかな対応と未然防止に努めます。

- ① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、施設・事業所としてその訴訟準備を速やかに行います。
- ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなどの気になることがあつた場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知します。

③ 利用者に対して不適切な関わりがあつた際は、本人に謝罪し、施設・事業所として安全の確保や不妥にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、誠意をもつて対応します。

④ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であつても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、市町村・府県からの立入調査に協力します。

⑤ 連報した者が誰であつても、そのことで不利益が生じないようにします。

⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は家族会においても報告いたします。

⑦ 人権侵害の事案が虐待だと認定された場合は、外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。

⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を行います。

⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。
⑩ 何よりも権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努めます。

さらに「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」まで周知を徹底することでき、平素より職員が倫理綱領・行動指針により求められていることを意識することができる、なぜ「人権意識、知識や技術向上のための研修」が必要なのか、その意味も浸透することががんばってください。過去に管理者の虐待が長期間にわたって利用者への虐待を繰り返していました。その中に、「わたしたちは利用者の人権を擁護します」という項目があつたが、いつも自己矛盾を感じて葛藤があつた。今は毎日の朝れで、「わたしたちは、今日一日利用者の人権を護ります」と唱和しているが、当時の反省も込めて心から唱和している」ということです。利用者のニーズに基づき支援するという原点に立ち戻り、常に自らの支援姿勢の限界とするよう再確認することが必要となります。

倫理綱領や行動指針等の掲示物には、卷末の参考資料に掲載されているような例があります。（参考資料「倫理綱領の例」を参照）。

6 人権意識、知識や技術向上のための研修

虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こり得る構造的な要因があると指摘されています。そのため、まず、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止の理解と対応」（別冊）を使って、法人の全職員が職員会等で必ず読み合せを行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得てください。20分程度で読み合わせをすることができるので、必ず行うようにします。次に、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スペシャリストの不在等が指摘されているため（引用参考文献（※1）参照）、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

(1) 考えられる研修の種類

研修には以下、5つの類型が考えられます。
① 管理職を含めた職員全員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
特に、障害者虐待防止法で障害者虐待防止法で規定されている障害者福祉施設等の設置者、管理者等に対する研修は極めて重要です。それらの対象者に実施する研修の具体的な内容は、以下の例が挙げられます。

- (例)
- ・基本的な職業倫理
 - ・倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）
 - ・障害当事者や家族の思いを開くための講演会
 - ・過去の虐待事件の事例を知る等
- ② 職員のメンタルヘルスのための研修
- 職員が職場の中で過度のストレスを抱えていると、他の職員から孤立していることも、虐待者が起きやすくなる要因のひとつと考えられます。職員が一人で悩みや問題を抱え込んで、孤立することを防ぎ、職員同士が支え合いう風通しのよい職場づくりを進めることが虐待防止につながります。
- 虐待者が起きる状況として、「思わずカッとなつて、叫いてしまった」などのように、衝動的な怒りの感情が要因になります。このようなくなりの感情と上手に付き合い、怒りの感情への対処法を身につけるための研修として、アンガーモード・ヨガがあります。怒りが発生する原因やメカニズム、コントロール方法を理解し、怒りへの対処法を研修で身に付けています。厚生労働省が行っている障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修で取り上げているほか、各種の文献やワークブックが出版されていますので参考にしてください。
- ③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るようないくつかの技術を獲得するための研修
- 障害者虐待に関する調査では、障害種別毎に起こり得る虐待類型に童いがあることが報告されています。（引用参考文献（※1）参照）。また、虐待の多くが、知的障害、自閉症等の障害特性に対する知識不足や、行動障害等の「問題行動」と呼ばれる行動への対応に対する技術不足の結果起きていることを踏まえて、これらの知識や技術を獲得するための研修が重要となります。そのため、外部の専門家に定期的に現場に来てもらい、コンサルテーションを受けることは効果的な虐待防止のツールとなります。
- (例)
- ・障害や精神的疾患等の正しい理解
 - ・行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法
 - ・自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）
 - ・身体拘束、行動制限の廃止
 - ・服薬調整
 - ・他の障害者福祉施設等の見学や経験交流 等
- ④ 事例検討
- 事例検討は、個別支援計画の内容を実践化するための研修として有効です。事例検討を行う際は、内部の経験・知識が豊富なスーパーバイザーや外部の専門家による助言を得て行うことにより、以下のようない点に気が付いたり、見落としていたニーズを発見したり、今後の支援の方向性が開けたりする等、支援の質の向上につながります。
- ・障害者のニーズを読み取るための視点の保持
 - ・個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
 - ・個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
 - ・個別事例のアセスメントや支援計画について、詳しく分析し、具体的な支援方法を検討することを研修として実施の上、実践的に学びます。

⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

障害者虐待防止法第6条第3項では、障害者福祉施設等の団体や障害者虐待の防止のための啓発活動、被虐待者の保護等や自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならぬとされています。

国や地方公共団体による啓発活動を踏まえて、こうした関係者により障害者福祉施設の利用者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解や早期発見のための研修を実施することも有効です。

知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用して研修を行なうなどが考えられます（「わかりやすいパンフレット」は、厚生労働省ホームページの次のURLからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/01kaiyo/shougaishahukushihigiyakutaihoushi/itsuchi.html>）

また、障害者福祉施設等を利用する女性の障害者が、職員から性的虐待の被害に遭つたとする報道が相次いでいます。そのため、利用者に対しては、どのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになつた場合どのように対処したらよいか、被害に遭つてしまつた場合は誰にどのように相談したらよいかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

（2）研修を実施する上の留意点

職員研修の実施に際しては3点留意が必要があります。

まず、研修対象者への留意です。職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら、また、職員の業務の遂行状況を確認しながら研修計画を作成することが必要です。福祉職員に限らず、給食調理、事務、運転、宿直管理等の業務を担う職員も広い意味での支援者と言えます。関係職員に対して研修を実施することが望まれます。

特に新任職員やパート（短時間労働）の従業者等については、障害分野での業務について理解が不十分である場合が多く、（1）の研修と併せて質の高い支援を実施できるようになります。

また、日々の開わりの中で支援がマンネリ化する危険性がある職員に対しては、ヒヤリハット事例等を集積して日々の業務を振り返る必要があります。

2つめに、職場内研修（OJT）と職場外研修（OJT）の適切な組み合せによる実施することです。職場外研修は、障害者福祉施設等以外の情報を得て自らを客観化する機会を持つことができ、日々の業務の振り返りができるので、管理者は、計画的、継続的に職場外研修を受講させることも組む必要があります。

3つめに、年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行なことです。

そのためには、実施された研修の報告、伝達がどのように行われたのか、職員の自己学習はどうであったのかについても検証し、評価することが重要です。

7 虐待を防止するための取組について

（1）日常的な支援場面等の把握

- ① 管理者による現場の把握
- ・障害者虐待を防止するためにには、管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、亲朋気を感じたりして、不適切な対応が行われないかが日常的に把握しておくことが重要です。

体制の問題について「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。このため、職員配置の問題も放置され、また、一部幹部は虐待や疑惑について『なるべく相談・報告しないよう』という赤団気を蔓延させた等、虐待防止が機能不全になったと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である」と指摘しています。

日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取組の様子を開きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等に注意を払う必要があります。また、グループホーム等地域に点在する事業所は管轄者等の訪問機会もなく、目が届きにくい場合もありますため、頻繁に巡回する等管理体制に留意する必要があります。

② 性的虐待防止の取組

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくいう思いから告訴・告発に躊躇なことがあります。被害者や家族が人に知られたくないという理由により、その実態が潜在化していることがあります。成人の障害者に対して行わること等の理由により、虐待の通報・届出を控えたりすること等的理由により、その実態が潜在化していることがあります。また、成人の障害者も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS等を通してわいせつな画像を送りさせるといった悪質な犯行もみられています。さらには、「障害者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二入きりになる場面を見計らって継続的な虐待を繰り返したり、利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所の内外で関係を持つなどの悪質な事実も報道されています。支援者など利用者といっしょに関係していることは歓迎べきであることは言うまでもなくおかしいと思いませんが、利用者の隙間を悪用して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんなくおかしいと思いませんが、常に問題視せずに推移してしまったりすることもあります。

これらの虐待は、権威に遭った利用者の情緒が急に不安定になつたなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異常行動者とはばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりするなどの異常が、発見の端緒になつている場合があります。また、本人や家族が二度被害を受けた事実を隠すために相談するなどや、市町村に通報することは歓迎です。被害の相談や通報には、被災の相談窓口の周知を強化することや、職員採用時に支援の現場に試しに入つてもらつて気になる行動がないか確認すること、勤務シフトや業務分担の工夫などにより職員と利用者が二回りになる場面や死角になる場面場所を極力作らないこと、特に女性の障害者に対する利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助体制を整えること等、性的虐待を防ぐことを強化するための様々な対策を検討することが必要です。さらに、職員教育においては利用者の人権を尊重することや、援助関係における倫理規範を厳守する必要があります。

また、利用者に向けて「何が虐待に当たるのか」や、不快なことがあつたら声を上げることができるということについて、障害特性に合わせた具体的な教育的アプローチを行うこと等、現実的な防止対策を講じることが重要です。

③ 経済的虐待防止の取組

障害者支援施設やグループホーム等で、利用者が職員が権限したり、職員が利用者の名義で私的な契約を結び、その代金を利潤の口座から引き落とさせていた事案や、法人が勝手に利用者の預金を事業資金に流用した事案などが報道されています。これらの事案においては、利用者の財産管理に対する

チエック機能が働かず、横領などの防止策が取られていないかったことが考えられます。利用者の財産管理に当たっては、預金通帳と印鑑を別々に保管することや、透明な管理制度が確立できることを複数人で常に確認すること、利用者との保管依頼書（契約書）、個人別納戻し帳等、必要な書類を備えること、利用者から預かっている障害の抜き打ち検査を行うこと等、適切な管理体制を確立する必要があります。

また、利用者の家族等から利用者の金銭の引渡しを求められ、事業所側の判断に応じてしまい、家族等が利用者と無関係な目的で使い込んでしまったようなケースでは、「障害者の財産を不当に処分すること」として経済的虐待に問われることもあります。成年後見制度の活用を含め、利用者の財産が適切に管理され、利用者自身の生活のために使われるよう支援することが重要です。

（2）風通しのよい職場づくり

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や開拓性が指摘されます。報道事例にあった障害者福祉施設等の虐待事件検証委員会が作成した報告書では、虐待は「職員個人が支援に相談しにくい環境」という説めがあつた、「職員個人が支援に相談しにくい環境（寮）内、あるいは施設（寮）を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかつたと言える」と指摘されています。職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようになります。そこで全職員で取り組めるようになりたりする等、オープンな虐待防止対応を心掛け、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気泡をも職員が組織内でオーバンに意見交換し情報共有する体制、これらの人風通しのよい環境を整備することが必要となります。また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。職場でのストレスを把握するために、巻末の参考資料に掲載されている「職業性ストレス簡易調査票（引用参考文献（※2）参照）」等を活用すること等が考えられます。

「職業性ストレス簡易調査票」は、厚生労働省のホームページで設問にチェックすると回答への評価が表示されるコンテンツが使用できますので、活用してください。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

（3）虐待防止のための具体的な環境整備

虐待の未然防止のため講じる具体的な環境整備策は、以下①～⑤のようなものがあります。

① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
虐待の未然防止のためには、的確な現状把握（アセスメント）に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価（モニタリング）が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価（チェックリストによる評価）が有用となります。

ア) 事故・ヒヤリハット事例の報告
職員が支援の過程等で、事故に至る危険を感じてヒヤリとしたり、ハッとした経験

(ヒヤリハット事例)を持つことは少なくありません。このような「ヒヤリハット事例」が見当たれ、誰からも指摘されることは、虐待や不適切な支援、事故につながります。早い段階で事例を把握・分析し、適切な対策を講じることが必要です。

また、利用者がケガをして受診する等の事故が起きた場合は、都道府県(政令市等)に対して事故報告書を提出することになります。都道府県によって様式や報告の基準は違いますが、速やかに報告して指示を仰ぐことが必要となります。このときには、当該利用者の支給決定を行った市町村に対しても同様に報告します。事故報告を適切にを行うことで、行政に報告する習慣をつけることができます。

参考までに、山口県の障害者虐待防止マニュアル(引用参考文献※3参照)のヒヤリハット事例の活用についての「分析と検討のポイント」を掲載します。

【分析と検討のポイント】

- ① 情報収集 ……提出されたヒヤリ・ハット事例報告書や、施設長会議等を活用して、他の施設における同様の事故情報等を収集する等、事故発生の状況要因等を洗い出す。
 - ② 原因解明 ……問題点を明確にし、評価・分析する。
 - ③ 対策の策定 ……虐待防止委員会等において、防止策を検討する。
 - ④ 管理職 ……決定した防止策等を各部署に伝達し、実行する。
 - ⑤ 再評価 ……防止策の効果が現れない場合、再度、防止策を検討する。
- ※ 利用者の個人の尊厳を尊重する結果、事故等のリスクが高まるならば、どのような処遇が最も良い方法か、利用者や家族とも話し合うことが重要。

山口県障害者虐待防止マニュアル、山口県、2007

イ) 虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るためには、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを作成し活用することが重要です。チェックリストは管理者の立場、職員の立場それぞれによる複眼的なリストとすることが必要です。管理職の立場からは、運営規程の整備、職員の理解、研修計画、利用者や家族との連携、外部との関係、体制の整備等、それぞれの状況をチェックする管理者のチェックリストを作成します。管理者用のチェックリストは、職員もチェックすると、管理者と職員の認識のずれも確認することができます。

職員の立場からは、利用者への支援の適否等について振り返るチェックリストの項目を作成します。チェックリストは組織としての課題を確認し、職員間で共有して改善策を検討するものであり、特定の個人を追及したり批判する性質のものではありません。

事故・ヒヤリハット事例や管理者用、職員用のチェックの結果は虐待防止委員会で分析し、課題を確認することが必要です。虐待防止委員会では、継続的な「支援の改善」と「組織マネジメント」の観点から、PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(確認)→ACTION(対応処置)を繰り返し(PDCAサイクル)、らせん状に改善していくことが求められます。例えば、チェックリストで浮かび上がった課題を要因分析し、改善計画を作成して一定期間取り組み、チェックリストで浮かび上がった課題を確認して、さらに改善のための分析を行うということを繰り返しています。参考までに、全国社会福祉協議会がとりまとめたチェックリスト(引用参考文献※4参照)を卷末に掲載します。

② 苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めるだけではなく、虐待防止のための

手段の一つでもあります。

そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員会を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示することが必要となります。特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気にならざるがなかないか注意を払い、声を掛け話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止めます。また、利用者の家族に対しては、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもつて接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は躊躇し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。利用者や家族の中には、支援を受けている障害者福祉施設等への迷惑が心配になります。そのため、市町村障害者虐待防止センターや相談支援事業所に相談することや、都道府県社会福祉協議会の運営監査正化委員会等の苦情解決制度等についても活用されるよう積極的に周知する必要があります。

なお、社会福祉では、利用者等からの苦情解決に努める責務を規定しているとともに、さらに「社会福祉事業の経営者による福利サービス等に関する自己評価」の指針について(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老參第514号・児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・接護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)で、苦情解決制度の実効性が確保されるよう通知しています。

③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目的の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。また、障害者福祉サービスの申請または変更の際に、サービスの利用状況を検証し、必要に応じてサービス等利用計画を見直すため、定期的に相談支援専門員がモニタリング(継続サービス等利用計画を見直すが、モニタリングは、施設等に外部の福祉専門職がサービスの実施状況を確認する重要な機会となるります。施設等の管理者やサービス提供責任者、職員は、相談支援専門員から見たサービスの実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性のある行為がないかどうか積極的に意見を聞き、必要に応じて改善につなげることができます。

○福祉サービス第三者評価
卷末の(参考)に福祉サービス第三者評価の指針及びガイドラインの掲載サイトを示していますので参照してください。

○オンブズマン
「オンブズマン(Ombudsman)」とは、「権限を与えられた代理人、弁護人」を意味します。福祉サービス利用者の権利擁護の観点から、障害者福祉施設等が独自にオンブズマンを導入する例がみられるようになってきました。

④ ボランティアや実習生の受入と地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや実習生の受入体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気付き、予防する機会が増えることもあります。